

# 『保元物語』整版本の展開

原 水 民 樹

刊記の存在する『保元物語』整版本としては、寛永元年片

仮名交じり本・寛永三年平仮名交じり絵入本・明暦三年平仮名交じり絵入本・貞享二年平仮名交じり絵入本・元禄十五年平仮名交じり絵入本がよく知られている(絵本類は除く)。小

論は、上記五種の整版本について、その本文の性格や様態を考察するものである。調査にあたつては、左掲の十二本と比較する。

## ○古活字本

第一種 宮内庁書陵部蔵本・第二種 大東急記念文庫蔵本・第三種 東洋文庫蔵本・第五種 静嘉堂文庫蔵本・第六種 東北大学附属図書館蔵本・第七種 九州大学文学部蔵本・第八種 京都大学附属図書館谷村文庫蔵本(下巻欠)・第十一種 静嘉堂文庫蔵元和四年本(第四、九、十種は未見)

## ○古態を伝えると認められる写本

大東急記念文庫蔵本(東急本と略称)・東京国立博物館蔵本(東博本と略称)・蓬左文庫蔵本(蓬左本と略称)・福島県三

春町立歴史民俗資料館蔵本(三春本と略称)

諸本・他本と記す場合もこの範囲に限る。なお、本文引用に際しては、考証に必要と判断される場合を除き、振り仮名は無視する。

## 一 寛永元年片仮名交じり本

初めに簡単な書誌を記す。三巻三冊。第一巻二八丁、第二巻三六丁、第三巻三一丁。一面一行。四周双边匡郭。花口魚尾。柱刻は、第一巻本文第一、二丁には「保元 上一(二)」とあるが、第三丁以降「保元 卷一(一)二(二)三(三)」と変わる。刊記は『保元物語』にはないが、同種の『平治物語』第三巻末に「于時寛永元甲子年長月吉辰／洛滋四条権十郎開梓」と見える。

寛永元年片仮名交じり本(以下、寛元本と略称)が、第一種元和四年古活字本(以下、元和本と略称)が、第十一種元和四年古活字本(以下、元和本と略称)をもとに作られたることは、形態面における両者の酷似から容易に推し量られる。匡郭に単・双の相違はあるものの、版心は同じ(た

だし、目録及び本文第一、二丁の柱刻は異なる)、表記形式も同じで字形もよく似ており、後述するように巻頭部を除き、行・字詰めともに一致している。

このように、瞥見では酷似を見せる両版だが、子細に見ると、その間にはかなりの相違が認められる。以下、この点について述べる。顯著な相違としては、元和本にない付訓が寛元本には丹念に施されている点があげられる。他には、端作が「保元物語卷第一」(元和本)、「保元合戦記上」(寛元本)と異なることも目につく。また、寛元本は巻頭の政道論を序として別立てし、かつ、元和本の訓読体を漢文に改めている。その結果、巻頭部においては両版の配行・配字は一致せず、そのズレは、本文第二丁裏第四行に及び、そこで調整され、以降は各丁頭・行頭すべて一致している。

本文面でも両者の間には相当数にのぼる微細な異同が存在している。それら異同は、内容の上から、①表記②送り仮名③字句、に類別される。①表記、については、例えば、サラセ給ヘリ(元和本)→去セ給ヘリ(寛元本)、御カサリ(元和本)→御鎧(寛元本)、カク(元和本)→角(寛元本)、といった漢字・片仮名の異同が見られる。また、②送り仮名については、聞ヘシ(元和本)→聞シ(寛元本)、異ル(元和本)→異ナル(寛元本)、といった相違例をあげができる。が、これら①②に属する現象は取り立てて問題とするほどのものではない。検討の対象とすべきは、③字句、である。字句の相違で最も多いのは、寛元本が元和本における誤植・空

白等を是正・補填している場合である。誤植を是正した例として、

- |   |   |
|---|---|
| ① ユセカ給—ユカセ給 (一 6才 8) (34下 4)                  | ② 教徳天皇—孝徳天皇 (一 8才 2) (349下 5)                 |
| ③ 無基事—無 <sup>レ</sup> 墓事 (一 15才 7) (353下 12)   | ④ 兵庫守—兵庫頭 (一 13才 1) (367下 2)                  |
| ⑤ 権守主—権寺主 (一 18才 3) (371上 8)                  | ⑥ 胡タン—待タン (一 21才 8) (373上 3)                  |
| ⑦ 大炊助度澄—大炊助度弘 (一 29才 10) (377下 14)            | ⑧ 御座カマヘサセ給テ—御様ヲカヘサセ給テ (三 1才 3) (381下 15)      |
| ⑨ 散位高香—散 <sup>シ</sup> 位高季 (三 12才 4) (388下 15) | ⑩ 聖德益事—聖 <sup>セイ</sup> 徳在事 (三 15才 3) (390下 4) |

などを示し得る。

(各項、上が元和本、下が寛元本の本文。なお、便宜のため、寛元本並びに旧古典文学大系付録古活字本における所在位置を( )内に示した。すなわち、(一 6才 8)は寛元本第一巻第六丁表第八行に、(348下 4)は大系本三四八頁下段第四行に当該本文が存在することを示す。ただし、寛元本は各巻頭に目録一丁を配し、本文部より丁打を始めている。ここでは、版心に打たれている丁番号を示すこととする。以下についても同様の表示を行う。)

脱字を補つたものには

- ① 烏沙魔一烏瑟沙魔（一12ウ4）（352上11）  
 ② 六條河一六條堀河（一14オ10）（353上11）  
 ③ 有難ケレテ一有難ケレトテ（三19ウ5）（393上3）  
 などがある。また、空白を補填したものとしては  
 ① 左衛門尉盛□一左衛門尉盛弘（一18オ1）（355上13）  
 ② 吳子孫□一吳子孫子（二12ウ10）（367上19）  
 ③ 御跡□一御跡ヲ（三7オ7）（385上19）  
 ④ 八旬□暮年一八旬之暮年（三17ウ6）（391下17）  
 ⑤ 文筆□藝一文筆之藝（三17ウ10）（392上2）  
 ⑥ 可□垂賢察一可下令レ垂ニ賢察一御上（三18オ1）（392上19）
- 4
- ⑦ 淵底□後一淵底ニ之後（三18オ2）（392上5）  
 ⑧ 無不審□程一無ニ不審之程（三18オ2）（392上5）
- など数える。元和本における空白は、組版作成の折、活字が足らず、印刷後の処理に委ねようとしたものの、不注意の故か怠慢の故かそのままに放置されたものと思われる。
- 以上の如く、寛元本には元和本本文の不備・不手際を正した箇所が数十箇所に亘ってみられる。このことより、寛元本は、元和本をもとにし、その本文にかなり丁寧な補正を加えたものであると知られる。

右掲の諸例は、元和本の不注意による誤字・脱字等を寛元本が訂正したものである。前後の文脈から正しい字句を推測できるものもあるが、元和本のみを見ている限りでは誤りと見定めがたいものもある。誤字の⑦⑨、脱字の②、空白の①など、主として固有名詞の類がこれに該当しそうが、これらは、元和本のみを見ているだけでは補正の仕様がないものである。とすれば、寛元本は元和本以外の本をも参考にしたと考えざるをえない。この推測は、次に示す事実によつてほぼ確定的となろう。

① 書卷毎聞彼諾無忘事（二22ウ10）（373下9）  
 右は寛元本の本文だが、傍線部の「諾」を元和本は「路」とする。他本（この場合、寛元本より後に刊行された版本は対象としない。他版の考察に際しても同様）は「諾」「たぐ」と寛元本に同じ。

② 忠実宛て師長書状中、寛元本が「師長上」（三18オ5）（392上8）と記す部分、元和本には「上」の字がない。寛元本と同じ形を有するのは古活字本第二、七種及び東急本・東博本・蓬左本。

③ 範長禪師の還俗・配流を指示した太政官符の中、寛元本に見える「治部省」（三19オ3）（392下9）の語が元和本ではない。寛元本以外に該語を持つのは、第二種及び古態四写本。

右の現象は、寛元本が元和本以外の伝本をも参看・利用した事実を語るものである。では、参看された伝本は特定できるのか。それを考える一つの手がかりとなるのが寛元本に見える付訓である。元和本には振り仮名が一切ないので、寛元本は独自の判断により付訓をなしたと考えられるが、まつたくの私意ではなく、参考にしたものがあつたようである。こ

の観点より注目される振り仮名のいくつかを拾つてみよう。

① 發ニ 猛利一誠レ 心致ニ 丁寧懇志一

(—12オ9) (352上5)

寛元本の訓法に従うと、「猛利ヲ發キ心ヲ誠トニシテ丁寧懇志ヲ致サハ」。他本は、第七種が「まふりをひらきころをまことにしてていねいこんしをいたさは」、第八種が「もうりをはつし誠にもつてていねいこんしをいたさは」、東急本が「ミやうりのせいしんをひらき丁寧のこんしをいたされんに」とする以外は、元和本と同じく白文(東博本は一部訓読)。寛元本の訓みは第七種に一致している。なお、傍線部、元和本は「誠以鉢」とし、寛元本と異なる。当該部については、第一、二種・蓬左本・東博本・三春本が寛元本に同じ、第三、五、六種は「誠以致」とする。

② 可レ 有<sup>ニ</sup>政道<sup>一</sup>之處<sup>ニ</sup> (—17オ5) (354下15)

寛元本の訓法に従うと、「政道有ルベキノ處ニ」。他本は、第七種が「政道の處にあるへし」、第八種が「せいたう有べきところに」、東急本が「政道の有べき處に」とする以外は、元和本と同じく白文。寛元本の訓みは第八種・東急本に近い。

③ 如<sup>シ</sup>何<sup>ソ</sup> 早<sup>ク</sup> 翻<sup>ニ</sup> 折伏攝取<sup>ノ</sup>之新義<sup>一</sup> (—17オ7) (354下17)

寛元本の訓法に従うと、「何ゾ早ク折伏攝取ノ新義ヲ翻シテ如シ」ということにもなるのだろうか。不審である。

る。他本は、第七種が「なんそはやくひるかへすかことくせつふくせつしゆの新儀を」、第八種が「なんそはやくせつふくせつしゆの新儀をひるかへすかことし」、東急本が「はやくせつふく攝取の新儀をひるかへして」とする以外は、元和本と同じく白文。

④ 早<sup>ク</sup> 可<sup>レ</sup> 令<sup>レ</sup> 禁<sup>ニ</sup> 進<sup>セ</sup> 其<sup>ヲ</sup> 身<sup>一</sup> 依<sup>テ</sup> 宣<sup>シ</sup> 命<sup>シ</sup> 執<sup>タ</sup> 達<sup>シ</sup> 如<sup>レ</sup> 件<sup>一</sup> (—20オ7) (356下4)

寛元本の訓法に従うと、「早ク其ノ身ヲ禁シメ進ゼシムヘシ依テ宣旨執達件ノ如シ」。他本は、第七種が「はやく其身をいましめしんせしむへしよつてせんじしつたつ如件」、第八種が「ハやく其身をきんしんせしむへしせんしによつてしうたつくなんのことし」、東急本「はやく其身を禁進せしむへし宣旨によつて執達如件」とする以外は、元和本と同じく白文。寛元本の訓みは第七種に一致する。

⑤ 高階十郎 (—25ウ8) (359下10)

寛元本は「高階」に「タカハシ」と仮名を振る。他本は、第七種が「高ハシ」、第八種・東急本が「たかしなの」とする以外は漢字表記のみ(ただし、三春本は「藁科ノ<sup>(3)</sup>」)。寛元本の読みは第七種に一致する。

⑥ 連源太——丁七唱 (—26ウ10) (360上12)

寛元本は「ツダクノゲンタ——チヨウシットナフ」と仮名を振る。他本は、第七種が「つ、くの源太——ちやうしつとなふ」、第八種が「連の源太——丁の七唱」、東急本が「つ、くの源太——長七唱」とする以外

は漢字表記のみ（ただし、三春本は「丁七唱」を「丁七ト唱」とする）。

(7) 優キニ（二三才11）（362上<sup>4</sup>）

寛元本は「ユ、シ」と仮名を振る。元和本を除く他本すべて仮名表記で、第七種が「ゆ、しきに」とする以外は「やさしきに」「やさしさに」。寛元本の訓みは第七種に一致する。

(8) 金巻（二10才3）（365下16）

寛元本は「ヤジリマキ」と仮名を振る。他本は、第七種が「やしり巻」とする以外は「金巻」「かなまき」。寛元本の訓みは第七種に一致する。

(9) 連ノ源太（二13才1）（367下2）

⑥に掲げたと同一人物であるが、寛元本はここでは「連」に「ムラジ」と仮名を振る。他本は、第七種が「むらじ」、第八種が「つらぬ」、東急本が「つ、く」と仮名表記する以外は漢字表記のみ。寛元本の訓みは第七種に一致する。

(10) 廣隆（二24才8）（374下4）

寛元本は「ヒロタカ」と仮名を振る。他本は、第七種が「ひろたか」、第八種が「く、うりう」、東急本が「うづまさ」と仮名表記、蓬左本が「ウ、マ」と仮名を振り、三春本が空白である以外は漢字表記のみ。寛元本の訓みは第七種に一致する。

(11) 妾（二32ウ4）（379上19）

寛元本は「ヲモヒヒト」と仮名を振る。他本は、第七種が「おもひ人」とする以外は「おもひもの」「思（ひ）者（もの）」。寛元本の訓みは第七種に一致する。

右に掲げた諸例からは、寛元本と第七種との一致が顕著な現象として読み取られる。実際、付訓のみにとどまらず、本文そのものについても寛元本と第七種との係わりを示唆する事実が認められ、両者の何らかの交渉を推測させる。ただ、第七種そのものが利用されたかとなると、はつきりしない。少数だが、寛元本には第七種ではなく第八種あるいは東急本などと近似する現象も見られるからだ。右掲の事項中②③及び三頁下段の③がこれに該当する。

結局のところ、寛元本は元和本をもとにしながら、その訓み及び本文のごく一部については、第七種のような仮名書き主体の古活字本を参考し、適宜これを採用して本文を作成したと見るべきではないか（流布本系統のみにとどまらず、他系統の本文が参考された可能性も考慮しなければなるまい）。しかし、異同が微細で流布本系統内部に収まるものであること、及び、掲出事例のほぼ半数が流布本固有の記事中の字句であることよりみて、他系統が係わった蓋然性は低いと判断される）。結果的に、寛元本は元和本における過誤の多くを是正しており、本文吟味の痕が窺われるけれど、その姿勢は徹底したものではない。寛元本の誤りを見過ごしてそのままに受け継いでいる箇所もあり、時には新たな誤りを犯している場合も見られる。新たな誤りの中特に目につくのは、近衛

院の誕生を「保元五年四月十八日」(一2才3) (346上4) とする点である。これは、元和本他が記すように「保延」とあるべきところで、きわめて初步的な過失である。また、「舍弟」(三2才5) (382上13) も文脈上元和本他が記すように「舍兄」とあるべきところで、これも寛元本の改竄と判断される。

## 二 寛永三年平仮名交じり絵入本

三巻三冊。第一巻三八丁、第二巻五二丁、第三巻四四丁。

一面一二行。無枠。柱刻は、「保元 卷一 (一三) 一 (一)」。『保元物語』に刊記はないが、同種の『平治物語』第三巻末に「于時寛永二年長月吉辰」と見える。絵は第一巻一

一、第二巻一三、第三巻一一、合計三五図。中に、大東急記念文庫蔵本(716)・広島大学国文研究室蔵本(大国/877)・早稲田大学図書館蔵(横山重旧蔵)本(中巻欠)<sup>(6)</sup>(り5/12430)など、彩色が施されているものもある。

次いで本文の検討に入る。該本(以下、寛三本と略称)が寛元本を母胎として形成されていることはほぼ間違いない。寛三本が平仮名交じり、寛元本が片仮名交じりと、その表記法が異なることに象徴されるように、両者には、元和本と寛元本の間に見られるような緊密性はない。しかし、総体として寛三本が寛元本に主導していることは確実であろう。以下、そう判断される根拠のいくつかを列記しよう。

- ① 寛元本・寛三本共に、第一巻端作を「保元合戦記」とする。他本は、東急本が「保元合戦物語」とする以外は

「保元物語」とする。

② 共に、巻頭の政道論を、序として特立している。第七種も同じだが、他本は特立しない。

③ 共に、近衛院の誕生年を「保元五年」と誤る。他本は「保延(ほうゑん)」と正しい。(一3才11) (346上4)

④ 旧院十日の後は我天下をうへ、む事(一11ウ4) (349下13)

右に示すのは寛三本の本文。傍線部、元和本・寛元本も同じく「十日」と誤る。これは、第一種・蓬左本・東博本・三春本の記す「登霞」がよい。他本は「とうか」と仮名表記する。

⑤ うすさまこんがうどうし小天狗とぞ聞えし(一17ウ12)(352上11)

傍線部、元和本・寛元本も各々「小天狗」「小天狗」と誤る。これは、第一種や古態写本の記す「聖天供」がよい。他本は「しやう(せう)・に天(てん)く」。

⑥ かくハつかまつり候へ共(一12ウ2) (365上20)

傍線部、元和本・寛元本は寛三本に同じだが、他本は「たれ共(とも)」(ただし、東博本「タレ」、三春本「タル共」と異なる)。

⑦ やじりまき(一13オ10) (365下16)

寛元本は「金巻」。寛三本は寛元本の振り仮名に従つたと思われる。(五頁の⑧を参照されたい)

⑧ あまりにゆしけれハ(一14ウ8) (366下2)

- (15) 亡魂もさこそうれしと思召けめとみな人申あへり（三  
4才8）（395下6）  
傍線部記述を持つのは第七種・元和本・寛元本に限ら  
れる。
- (9) 右のひちをうちおとされて（二15ウ8）（366下20）  
傍線部、寛元本「腕」。他本は、元和本が「腕」、東急・  
蓬左・三春本が「肘（ひち）」とする以外は「うて」。寛  
三本は寛元本の振り仮名に従つたと思われる。
- (10) 御馬をやめ（二21オ4）（368下12）  
傍線部、元和本・寛元本は各々「止テ」「止<sup>ヤメ</sup>テ」。他本  
は「と、めて」「留て」。寛三本は寛元本の振り仮名に従  
つたと思われる。
- (11) 皆出家のかたちになりて（二35ウ5）（374下3）  
傍線部、元和本・寛元本は「形」とし、寛三本に同じ。  
他本は「姿（すかた）」。
- (12) 故院の御中陰たるゆへとぞみな人申ける（二52オ3）  
傍線部、元和本・寛元本は寛三本に同じ。他本は「な  
り（也）けり」。
- (13) 御舎弟たちも八郎御ざうしの外ハ（二33オ10）（382上13）  
傍線部、寛元本は寛三本に同じ。ここは、他本の記す  
「舍兄」がよい。寛三本は寛元本の誤りをそのまま受け継  
いだと思われる。（六頁を参照されたい）
- (14) 太政官府 治部省（二327オ3）（392下9）  
傍線部記述を持つのは第二種・古態写本及び寛元本に  
限られる。（三頁下段の③を参照されたい）
- (16) さすがによのつねげなり（二35ウ1）（395下17）  
傍線部、寛元本は「尋常<sup>ヨノツボケ</sup>」、他本は「尋常（しんじ  
やう）氣（け）」。寛三本は寛元本の右の振り仮名に従つ  
たと思われる。
- 以上、寛元本と寛三本に共通する記述、または寛三本が寛  
元本に依つたと目される事項のいくつかを示した。両者に共  
通する記述の中には、元和本とも一致するものがかなり多く  
見られた（すなわち④⑤⑥⑪⑫⑯）が、これは、寛元本が元  
和本をもとにしていることに由来する現象である。
- 以上の考察により、寛三本の本文が多く寛元本に依つてい  
ることが明らかになつたと思う。ただし、寛元本に全面依存  
したのではなく、他版をも参考にした節がある。左にそうし  
た事実を窺わせる事例を示す。
- ① つみ有ものをもなだめ給ふ（一3オ8）（346上1）  
傍線部、寛元本「赦」、元和本「赦」、第七種「ゆる  
し」。他本は、「宥（なた）め」。寛三本は他本に一致して  
いる。
- ② くんいをかへり見さるににたり（一24ウ4）（354下16）  
当該部、寛元本「似<sup>タリ</sup>不<sup>ニ</sup>顧存<sup>ルコソシヤ</sup>」とし、寛三本と異  
なる。他本区々であるが、中で第二種「似不省存意」が

寛三本に近いか。いずれにせよ、寛三本は寛元本に一致しない。

③ あきまかぞへの悪七別当（一30才3）（356下11）

傍線部、第七種・寛元本は「すきま」、他本は「あきま」。寛三本は寛元本ではなく他本に一致している。他系統を見るに、半井・鎌倉・金刀・京図本も「あきま」（間）。（二十六頁を参照されたい）

④ かちんに色々の糸をもて（一30才9）（356下16）

傍線部、寛元本「紺地」、元和本「紺地」、第七種「こん地」。他本は「かち（ん）」。色彩としては同系色だが、寛三本は寛元本ではなく他本に一致している。他系統では、鎌倉・金刀・京図本も「褐」「かち（ん）」。

⑤ さんぜさらん者ともをハ（一32才1）（357下8）

傍線部、寛元本「不<sup>ル</sup>参<sup>ラ</sup>」、元和本・蓬左本・三春本「不參」。他本は「參（さん）せさらん（む）」「参さらむ」。寛三本は他本に一致している。

⑥ 信西御前のすのこに候けるか（一36才7）（359上14）

傍線部、寛元本「床」、元和本「床」、第七種「ゆか」。他本は「簀子（すのこ）」。寛三本は他本に一致している。他系統では、半井本も「スノコ」とする。

⑦ 大将をしゆこせさせ（一4才5）（361下8）

傍線部、寛元本・第七種・元和本「大將軍」。他本は「大將」。寛三本は他本に一致している。

⑧ いむけの袖にうらかひてそたちたりける（一5才5）

（362上8）

傍線部、寛元本「裏返テゾ」、元和本「裏返テソ」。他本は「うら（裏）かいてそ」。字句としては他本の如くあるべきで、寛三本は他本に一致。

⑨ 思ふやつほをあやまたす（一12才8）（365上16）

傍線部、寛元本「不<sup>レ</sup>誤<sup>マラ</sup>」、元和本「不誤」。他本は、「あやまたす」。寛三本は他本に一致。

⑩ 今度のいくさにうちかちなハためともからうどうにせんずるそ（一15才11）（366下13）

傍線部、寛元本・元和本ともに「為義」と誤る。他本は「為朝」と正しい。寛三本も「ためとも」とし、寛元本の誤りを正している。

右に示すように、寛元本と寛三本との異同の多くはごく微細なものである。従つて、寛三本が寛元本の本文をよしとせず独自の判断で改めたものがたまたま他本に一致したという場合もあるうかとは思う。しかし、そうした可能性を考慮に入れた上でも、なお②③⑥などの現象は、寛元本以外の伝本の介在を指し示すものと認められる。恐らくのところ、寛元本以外になんらかの古活字本を参照したと思われるが、いかなる版を用いたかは判然としない。

次いで、寛三本本文の特徴を掲げるなら、①字句・表現の改變②字句の省略③文字使用における非厳密性、などの事実が数えられる。まず、①字句・表現の改變、について述べると、寛三本には、微細ながら、字句・表現の意図的な改變が

相当数見られるようである。以下に、そうした類を取り上げよう。

① 木のえたにあがて（一八ウ5）（348上12）

傍線部、寛元本を含む他本「居（る）て」「居」。寛三本は、該文の前に「東三条にこもり居て」との文があることを考慮し、同語の繰り返しを避けようとしたものか。

② 父子ともにうれひにしつみ給ふ（一11ウ2）（349下11）

傍線部、寛元本を含む他本「しつ（沈）む」。崇徳院の言の一部だが、寛三本はこれを地の文と見誤つて敬語を付したものと思われる。改竄である。

③ 此程ハうち殿に候とて参られす（一18オ6）（352上16）

傍線部、寛元本を含む他本「参（まい）らす」「不

参」。該文の主語は、平忠正・源頼憲であるから、寛三本のごとき敬語使用は適切でない。改竄というべきである。

④ 左衛門のぜう頼かたをはしめとしてぶし七人（一25ウ

5）（355上15）

傍線部、寛元本「父子」、他本も「父子」。これもまた、寛三本の改竄と思われる。

⑤ ためとも二矢はなたんするばかりにて（一31ウ1）（357上19）

傍線部、寛元本を含む他本「矢（や）二（つ）三（つ）」。本文としては「二矢」「矢二三」いずれでもよいとは思うが、「矢二三」の方がより適切か。特に寛三本のように改めるべき必要は認められない。

⑥ むさしにハ（略）なりだの太郎長井の斎藤別当さねり同三郎さねかす（略）玉の井の四郎（一37オ9）（359下

14）

寛元本を含む他本は、傍線部「長井の斎藤別当さねり同三郎さねかす」を「玉の井の四郎」の下に置いており、諸本中、寛三本のみ人名列記の順序が異なっている。その理由は不明だが、或いは軍記物語上有名な斎藤別当実盛の序列を上位に、との意識が寛三本には働いたか。

⑦ 矢おもてにす、むたる者二きいをとす（一3ウ9）（361下2）

傍線部、寛元本を含む他本「被射落ヌ」「射（い）おとされぬ」と、受動態である。

⑧ 伊勢の国の住人山田の小三郎これゆき（一7オ4）（363上7）

傍線部、寛元本を含む他本「伊賀（いか）」「これゆき」の住国については、多くの版に撞着が見られる。すなわち、諸本、(a)官軍揃え、(b)登場(c)名乗り、の三箇所において、その住国を記すが、第一種及び古態写本は「伊賀」で一貫している（蓬左本は(c)欠損）。しかし、他本は、(a)(c)「伊賀」（第六種は(c)欠損）、(b)「伊勢」とし、内部に矛盾を生じている。寛三本は、上掲のように(c)も「伊勢」とすることにより、(b)(c)相接する部位での撞着を回避している。ただし、少し離れた位置にある(a)は「伊賀」のまま放置している。寛三本の補正が全体的な目配

りに欠けることを示す現象である。なお、「これゆき」は世系未詳の人物ではあるが、住国は「伊賀」とあるべきところだろう。

⑨ 矢取てつがひける所に(二12ウ6) (365下3)

傍線部、東博本が寛三本に同じである以外は、寛元本を含む他本「つか(番)はれける」と、尊敬表現をとる。主語は為朝。

⑩ 天魔のたぶらかしたてまつるかしらざるやしろの御とかめをかうふり給ふかと(二27オ11) (371下1)

傍線部、寛元本「不<sup>ス</sup>知<sup>ラ</sup>」、他本も「しらす」と文を終止する(ただし、元和本・蓬左本・東博本・三春本は「不知」とし、終止するか、下に続くか不明。東急本は「しからすハ氏の」と異なる)。他本の形の場合、「しらず」は上文を受ける。これが本来の形と思われるが、寛三本は「やしろ」に係る語とみなして、連体形に改めたものか。

⑪ 寛元本を含む他本が、「左府御最後付大相国御歎事」として一括する章段を、寛三本は「左府御さい<sup>ニ</sup>付大相国御なけきの事」「大相国御なけきの事」の二段に分割している。結果として後段は内容に即した命名となつたが、前段は「付」の部分を削除せず残したために、内容にそぐわなくなつた。寛三本の改変が中途半端に終わつていることを示すものである。なお、上記改変は小見出しにのみ見られる現象で、目録には及んでいない。また、章段

名を持つのは、第七、八種。元和本及び整版本に限られる。(二29オ1、32ウ1) (371下18)

⑫ いよ／＼関々もかたくまもる(二39オ3) (375下16)

寛元本を含む他本、傍線部記述を持たない。寛三本のみに見られる付加である。

⑬ 五ぎやくざいの其二を犯すべし(二45オ10) (378上15)  
傍線部、寛元本を含む他本「一(フ)」「ひとつ」。そうあるべきで、寛三本の誤解による改竄か。

⑭ 深く<sup>カガ</sup>の涙の先立んもほいなし(二51オ9) (381上7)

傍線部、寛元本を含む他本「不<sup>ス</sup>覚<sup>ラ</sup>(ふかく)」。まさに寛三本における不覚の改竄。

⑮ 我<sup>カ</sup>らこそさきにと思へども(三5オ8) (383上10)

傍線部、寛元本を含む他本「我(われ)」。文脈上これに従うべきで、寛三本の改竄である。

⑯ いのちなかくとも千年万年ふべきや(三7オ11) (384上)

傍線部、寛元本を含む他本「いき(生)たらは」。寛三本の書き換えである。

⑰ 酒をたのしみ女におぼれ(二22ウ2) (390下17)

傍線部、寛元本を含む他本「たしな(嗜)み」「たしみ」。寛三本はより平易な語に言い換えたか。

⑱ わしたに一羽に千里を飛といふ事をきかす(二37ウ3) (396下8)

傍線部、寛元本を含む他本「に」。寛三本の書き換えで

13

ある。

⑯ 今かやうの悪心をうけ（三一41ウ5）（398下15）

傍線部、寛元本を含む他本「悪身」（三春本「西身」と誤る）。寛三本の書き換え。

⑰ たちあふもの、やうに見え侍らねとも太刀をもつやうにおほえ（三43オ11）（399下2）

傍線部、寛元本を含む他本「なけれども（共）」（ただ

し、東博本「ケルカ」、また東急本異なる）。このあたり、諸本、本文にいくぶんの不手際を有するようだ。東急本のみ「たちあふもの」（立あふ者）と「やうに」の間に「一人もなし則館にうち入て見れハもたねとも弓を引」との文があつて、もつともよく意味が通る。ただし、東急本の形が流布本本来のもので、他本が欠脱を生じたのか、原本的に欠陥を持つ本文を東急本が補正したのか、そのどちらであるかは定かでない。寛三本が「なけれども」を「侍らねとも」と謙譲表現に改めたところで、不手際が解消したわけではない。

以上、寛三本に固有の字句のいくほどかを掲げた。これらを通覧するに、結果的には改正より改竄になつている場合の方が多い。より適切な字句に改めようとする志向が寛三本にあつたことは否定できないが、その意図が達成されている例は少ない。

次に②字句の省略、について述べる。これについては、

① 古への学ハをのれが為にす（二33ウ11）（373下19）

寛元本、この句の下に「今ノ学ハ人ノ為ニス」とあり、対句形式を取る。他本も寛元本に同じ。寛三本のみ後句を省いている。

② 軍勢にむかつてあいた、かふ（二38オ9）（375下3）

寛元本「むかつて」の下に「散々ニ」とある。他本も寛元本に同じ。寛三本における省略或いは欠脱と考えられる。

③ ほろほさんとはからふをきとらず（二4オ7）（382下10）

傍線部、寛元本「亡サントソ計フラン」。他本も寛元本に同じ。寛三本は助詞・助動詞の類を省いている。

④ としごろ宮つかへあさゆうになてはだけたてまつて（三5オ3）（383上6）

寛元本「としごろ」の下に「日来」とある。他本も寛元本に同じ。寛三本にのみ省略が見られる。

⑤ としごろ宮にも立位にもつかせ給ハんと（三15ウ3）（387下6）

④と同じく、寛元本「としごろ」の下に「日来」とある。他本も寛元本に同じ。

といつた例を示すことができる。

最後に、③文字使用における非厳密性、について述べる。

寛三本には宛て字が目だち、また、人名等、固有名詞を別の漢字や平仮名に書き改めている場合も多い。例示すると、

① 通教（二32ウ8、33オ3）（373上16、下2）

寛元本を含む他本「通憲」と正しい（ただし第七種は

「みちのり」。寛三本のみ異なる漢字を宛てる。

② 左京の大夫範長卿（二三五ウ6）（374下4）

寛元本「教長」と正しい。他本は、第七種が「のりなか」、古態写本が「憲長」とする以外は「教長」。ただし、寛三本、他の箇所では「教長」「孝長」「よしなが」などと記し、一貫性がない。もつとも、教長にかかる混乱は寛三本のみではなく流布本系のすべてに見られる。

③ 近江（あふミ）の中将なり正（まさ）（一25才5、二35

ウ6）（355上8、374下4）

第七種が「成政」、第八種が「成雅」「咸雅」、東博本が「盛雅」「成雅」とする以外は、寛元本を含む他本「成雅」と正しい。ただし、寛三本も第三卷二十五丁表においては、恐らくは同一人物を「まさなり」とし、混乱を生じている。詳細は省くが、他本も同質の混乱を有する。

④ 讀岐の守政守（二44才5）（377下19）

第七種が「まさもり」とする以外は、寛元本を含む他本「正盛」と正しい。

⑤ 中院左大臣政貞入道（二48才2）（379下8）

第七種が「これきた」と誤る以外は、寛元本を含む他本「雅定」と正しい。

といった例が目につく。

以上、要約するなら、寛三本は、寛元本の本文を母胎に、恐らくはある種の古活字本をも参考にしながらその本文を形成したと考えられる。また、微細ながら私意による字句の改

変が見られるが、結果的には、改正よりも改悪に終わっている場合が多く、このことより寛三本の配慮の程度も知られる。また、人名等、固有名詞に宛て字や仮名表記が目立つ事実は、史的に正確たろうとする意識が寛元本よりも一層希薄になっていることを物語るといえる。読者になじみやすい本文の提供を第一義としていることは該版に挿絵が加えられていることも現れている。

### 三 明暦三年平仮名交じり絵入本

三巻三冊。第一巻三五丁、第二巻四七丁、第三巻四〇丁。一面一三行。四周单辺匡郭。柱刻は、「保元卷一（一三）一（一）」。『保元物語』に刊記はないが、同種の『平治物語』第三卷末に「明暦二年重陽吉辰／洛陽寺町誓願寺前／安田十兵衛板行」と見える。絵は第一巻一一、第二巻一二、第三巻一一、合計三五図で、寛三本に同じ。

該本（以下、明暦本と略称）の本文は寛三本のそれをほぼそのまま踏襲したものと思われる。勿論、覆刻ではないので、両者の間には細かな相違が見られ、その相違は内容上、①振り仮名②濁音符③送り仮名④表記⑤字句、の五種類に分けられる。①振り仮名②濁音符の相違、とは、付されている箇所に相違があることを指す。これには、寛三本に見られる振り仮名・濁音符が明暦本で省かれている場合と、その逆に寛三本にはなく明暦本に付されている場合の一様がある。数量的には、振り仮名は前者の場合が多い。濁音符は相半ばするも

の、印象としてはこれも前者の場合が多いか。③送り仮名、

(353上9)

の相違する事例はわずかである。④表記、については、漢字・漢字と仮名・仮名遣いと、三様の相違がある。漢字の相違は、

「思召」と「思食」、「大夫」と「太夫」、「河」と「川」、漢字

と仮名の相違は、「つはもの」と「兵」「給ふ」と「たまふ」、「いふとも」と「いふ共」、また仮名遣いの相違は、「つくろいて」と「つくろひて」「おほえ」と「おほへ」「もよをし」と「もよほし」といった類のもので、とりたてて問題とするに及ばない。⑤字句の相違、について具体的に見てゆく。

① れいみん是にこそうれふ (一2才10) (345上8)

明暦本の本文を示した。傍線部、寛三本「よて」。他本も寛三本に同じ。明暦本の「こそ」は「よて」を誤読。誤刻したものだろう。

② 春宮大夫むねとし卿 (一15ウ7) (351下6)

傍線部、寛三本「むねよし」。他本も「むねよし」「宗能」などと寛三本に同じ。明暦本の誤読・誤刻である。ただし、明暦本も、他箇所(一13才8) (350下1)では「むねよし」と正記している。

③ 位をこえられ給ふ事今にハしめぬれい也 (一17ウ8)

(352下11)  
傍線部、寛三本「位をこえられ世をとられ」。他本も寛三本に同じ。明暦本の省略と見られる。

④ 上皇のめしにもしたかハすして有しかハ (一19才5)

傍線部、寛三本「院」。他本は「一院」と明暦本に同

傍線部、寛三本「有しが」。他本も寛三本に同じ。文章としては「ハ」のない方がよいか。

⑤ いかてかまいらさらん (一20才9) (353下13)

傍線部、寛三本「まいられさらん」。他本も寛三本に同じ。該文は、教長の為義に対する言の一部。教長の対為義敬語はあってもよくよいが、後文に敬語使用が見られることを重視すれば、寛三本及び他本のごとくあるべきか。

⑥ ゐなから院ぜんの返事ハいかあらん (一20ウ6) (354上1)

傍線部、寛三本「御返事」。他本も寛三本に同じ。寛三本及び他本のごとくあるべきで、明暦本における欠脱あるいは不用意な省略と判断される。

⑦ 其文に曰 (一22ウ9) (354下14)

傍線部、寛三本「御文」。他本も第八種以外は寛三本に同じ。後白河宛て崇徳書状を指すから、寛三本及び他本のごとくあるべきで、これもまた明暦本における欠脱あるいは省略と判断される。

⑧ さためて今夜よせんとて仕候らん (一29ウ1) (357下14)

傍線部、寛三本「そ」。他本も寛三本に同じ。明暦本の誤読・誤刻である。

⑨ 一院かくれさせ給ひて (一30才12) (358上8)

傍線部、寛三本「院」。他本は「一院」と明暦本に同

じ。鳥羽院を指すから「一院」とある方がよいだろう。

明暦本における寛三本文の補正である。

(10) 夜のまほりひるのまほりなしかハおこたり給ふへき

(一30ウ9) (358上15)

傍線部、寛三本「なし、かハ」。他本は、第七種・元和本及び寛元本が寛三本に同じだが、そのほかは、明暦本に同じ。「なしかハ」がよく、明暦本における寛三本文の補正である。

(11) 後冷泉院の御世にハ (一31オ13) (358下9)

傍線部、寛三本「後冷泉」。他本は、東急本が明暦本に一致する以外は寛三本に同じ。「院」はあってもなくともよい。

(12) むさしさかミのはやりもの共 (一10オ6) (364下9)

傍線部、寛三本「はやりをのもの」。他本は、蓬左・東博・三春本が「早(リ)男ノ者(物)」とする以外は寛三本に同じ。いずれでもよい。

(13) るんぢうのじやうらう(略)まよひあへるまたぶしもこれがあしてまどひにて (一16ウ13) (367下18)

傍線部、寛三本「に」。他本も寛三本に同じ。本文としては「また」「に」いずれでもよいが、女性達の混乱が武士の「あしてまどひ」になつたとする文脈からすれば、「に」の方がよいだろう。明暦本は、寛三本の「に」を「また」と誤読・誤刻したか。

(14) めにも見さらんかたに行といふへしもおほせもはてず

(二26ウ13) (372上10)

傍線部、寛三本「と」。他本も寛三本に同じ。明暦本の誤刻。

(15) じゆ道にくむともがらもん書にもしる所也 (二30ウ12) (373下20)

傍線部、寛三本「そしる」。他本も「貶」「誹ル」「そしる」とし、妥当。明暦本は「そ」を「も」と誤読・誤刻したものと思われる。

(16) 天下に貴らるゝに名をもつていへり (一31オ2) (374上3)

傍線部、寛三本「もつてすと」。他本も寛三本に同じ。明暦本における欠脱である。

(17) 我袖の涙も更にさるしば取山路のおくを (一38ウ6) (377下2)

傍線部、寛三本「ましば」。他本も寛三本に同じ。明暦本は意味不通。憶測するに、寛三本における「ま(万)」文字が通常より上下に長く「さう」と誤読される可能性がある。明暦本の形はこうした誤読に起因するか。

(18) かうさんせられける (一40オ5) (378上3)

傍線部、寛三本「せられたり」。他本は、蓬左・三春本が明暦本に同じである以外は寛三本に同じ。

(19) いか、ハすへきと有しかハ (一41オ10) (378上16)

傍線部、寛三本はない。他本も寛三本に同じ。明暦本固有の補入である。本文的にはいずれでもよいが、明暦

本は強調の意をだしたかつたか。

(20) まことに関東御下かうにてハ候ハす(二42ウ1) (378下)

(20) まことに關東御下かうにてハ候ハす(二42ウ1) (378下)

(25) から、「ハ」は有るべきでない。明暦本の改竄である。  
うちの大相国とは家殿に帰りすませ給ふ(三26オ2)

(393上13)

傍線部、寛三本「とミニ家殿」。他本は「富(とミニ)家殿」。明暦本は、寛三本の「ミ」を「は」と誤読したか。

(21) ほいなしと思ひ侍らハ先立申候(二46ウ10) (381上8)

(26) 太宰權帥にうつしまいらせ是たゝことにあらず(三30オ13) (395上14)

傍線部、寛三本並びに第七種・東博本「侍ハ」。他本は「侍れば」。文脈上、已然形であるべきところ。明暦本が未然形にしているのは、文脈を読み誤った故の失錯である。

(22) くせハ皆こそぐせめくせハ一人もぐせし(二5ウ6)

(27) あらいそなれば自來る舟ハ波にくだる(三34ウ4) (397上2)

傍線部、寛三本「くせずハ」。他本も、蓬左本「不見」三春本「不具」とするほかは寛三本に同じ。文脈上、寛三本及び他本のことくあるべきで、明暦本における欠脱か。

(23) つまとのと有てかくてといはれん事もはつかし(二9ウ9) (385下10)

傍線部、寛三本「くだかる」。他本「(打)くた(碎)かる」。寛三本及び他本の「ごとくあるべきで明暦本は不当。推測するに寛三本「くだかる」の「か」が異形であるため、明暦本は、これを除き「くだる」としたものか。

(24) おふてまいるべしと申せハ返々此程のなきこそわすれかたく思食せと御ちやう有ける(三15ウ3) (388上12)

傍線部、寛三本「ミれば」。他本も「見(み)れば」「見ハ」と寛三本に同じ。これも寛三本及び他本のことくあるべきで、明暦本は寛三本の「ミ」を「こ」と誤ったものだろう。

(25) 傍線部、寛三本「申せ」。他本も、東急本が「申候」とする以外は寛三本に同じ。ここは一貫して崇徳院の言だ

(29) あへて手むかひするものなし(三39ウ3) (399上18)

傍線部、寛三本「ものも」。他本も寛三本に同じ。明暦本の省略か欠脱である。

以上、明暦本と寛三本との間で字句の異なる事例を掲げ、簡単に検討を加えた。その結果、両者に相違の生じた原因を

じだが、人物の服装や背景などの細部に相違が見られる。

四 貞享二年平仮名交じり絵入本  
三巻三冊。第一巻二〇丁、第二巻二十五丁、第三巻二二丁。  
一面一七行。四周單辺匡郭。柱刻は、「保元 一(一三) 一  
(一)」。絵は第一巻五(中一つは見開き絵)、第二巻六、第三  
巻七、合計一八図。『保元物語』に刊記はないが、同種の『平  
治物語』第三巻末に「貞享二<sup>乙丑</sup>年九月吉辰」と見える。刊年  
と併記された版行者については「安田十兵衛開板」「文臺屋  
治郎兵衛藏板」「松樹軒 小川新兵衛藏板」など数種あるが  
、いずれが当該年の刊であるかは調査していない。

本の版刻自体にも原因の一端のあるものが少なくない。以上  
寛三本と明暦本の間に見られる字句の相違の過半を示した。  
ここに掲出しなかつたものも、(A)(B)(C) いずれかの範疇に入る  
ことを付言しておきたい。

ここまで検討により明らかになつたことを約言するなら、明暦本は寛三本をほとんどそのままに引き継ごうとした版であり、本文面で寛三本以外の本を参照した形跡は見当たらぬ。また、字句の改変については、緻密な配慮の結果とはい

えず、場当たり的な様相が濃い。寛三本における難読箇所についても適当に処理している観がある。挿絵もすべて寛三本と同じである。勿論、新刻であるから寛三本そのままではない。寛三本では、絵一図に半丁を充てているが、明暦本ではほぼ三分の二程度に縮小している。場面・絵柄は寛三本と同

四 貞享二年平仮名交じり絵入本

このことより、貞享本が明暦本をもとにしていることは明白である。ただ、子細に見れば、両者の間には相当数に上る異同が認められる。それら異同を、一省略、二補足、三改変の三点から見てゆく。

- 明暦本の本文を文意を損なわない範囲で簡略に、との意図が強く働いているようである。省略の対象となっているのは、助詞・助動詞・接頭語・接尾語といった付属語、中でも助詞が多いが、名詞・動詞・副詞など、さらには一文節を越えるものもある。以下に、事例の一部を掲げる。
- ① かくれさせ給ひて（より）後ハ（一2オ11）（345下12）  
 ② よハれて（も）何かせん（三1ウ9）（360下10）  
 ③ ちり（など）をはらへんとも精進けつさいして（一  
 14オ5）（354下3）  
 ④ くつはミをならへてかけ（たり）けれハ（一9オ12）  
 （351上7）  
 ⑤ かうの殿の（御）もとへ入せ給ひしを（三1ウ13）（381  
 下15）  
 ⑥ 公卿殿上人てい上におり立（御）ずいしんきうにつら  
 なる（三8ウ10）（387下16）  
 ⑦ 平家に打まけて落（行）けるか（三17ウ1）（394下20）  
 ⑧ きせん（上下）をの／＼かうへを地に付て（一4ウ9）  
 （347上12）  
 ⑨ 入道のはか（のそば）にそつみける（三5オ14）（384  
 下4）  
 ⑩ （くものうへにハ）ほしの位しつかにさかひの内にハ  
 波風もおさまり（一8オ8）（350上4）  
 ⑪ 我等ハゑはをもとむるたかのことしけうとハ（たかに  
 をそる、）きじにあらすや（二9ウ9）（367上9）

- ⑫ 人に二たひおもてを合へき（ともおほえす）との給へ  
 ハ（三7ウ17）（386下19）  
 ⑬ 仰もあへすなき給ふ（こそあハれなれ）（三8オ9）（387  
 上11）  
 ⑭ 保元元年八月三日（左宮城使正五位下行左大史兼算博  
 士左弁官正五位下藤原朝臣）此のり長禪師ハ（三14ウ15）  
 （392下14）

右掲の例示中、（ ）内が、明暦本にあり貞享本にない字句である。①～③は助詞、④は助動詞、⑤⑥は接頭語、⑦は動詞、⑧は名詞、⑨～⑭は文節に及ぶ省略例である。もつとも、意図的な省略か或いは不注意による欠脱か定め難いところもある。省略（欠脱）の結果、文脈に不都合が生じている事例はないようだが、⑥の「御」は省略すべきではないし、⑨についても「はか」と「はかのそば」は同じ場所をさすことにはならない。⑩⑪は意味の上では問題ないが、対句形式をくずすものではある。従って、省略によつて文質が劣化している場合もある。

- 次にこれとは逆の現象、すなわち、貞享本が新たに付加をなしている場合を見る。これは、省略に比べるとかなり少ない。また、助詞の類が多く、自立語は僅かである。
- ① かたきハたゝその勢計にてつゝく者もなし（一9オ16）  
 ② 郎等共あまた手をおふせ（一9ウ5）（351上17）  
 ③ たよりより御返事有（一14ウ6）（355上1）

④ ことなる思ひなき人たにもさほとのつみは有なるに

(二六才14) (385下11)

⑤ 兄弟かせんをいたす事なきにしもあらす (二六ウ1)

(394上19)

⑥ 大かふらにて木に有鳥をいおとし (二19ウ17) (397上17)  
傍線部が明暦本になく貞享本に見られるもので、貞享本の  
段階で新たに付されたものと判断される。煩瑣を厭い、他本

における有無を逐一述べる事はしないが、①②は一部の本が

明暦本に同じ（ただし、②の「共」は明暦本固有）、③は寛三

本以外は貞享本に同じ、④⑤⑥は明暦本固有である。なにぶ

ん微細なものなので、明暦本における付加が、他本の影響下  
になされたものかどうかは判然としない。ただ③のように貞

享本の処置が当を得ている場合もあり、全体的に明暦本より  
適切になつてているとはいえるが、こうした操作が絶対に必要  
ということではない。

一方では文章の摘み取りを志向しながら、他方字句の付加  
を施すというあり方は、第三者には一見矛盾した行為と映る  
が、貞享本はそれなりの文章の齊整意識を有し、そうした立  
場から添削を行つたと認識すべきだろう。

次いで、字句の改変について見る。

① 四の宮に位をこえられて父子共にうれへにしつむ (一  
7ウ15) (349下11)

傍線部、明暦本（寛三本も）「しつみ給ふ」とし、不  
当。貞享本は「しつむ」と訂正し、結果的に元の形に復

している。（九頁の②を参照されたい）

② たとひ千きもあれ万きもあれ (一15ウ10) (356上2)

傍線部、明暦本「十き」。第三、五、七種・元和本・寛  
元本・寛三本は明暦本に同じだが、他本は「千騎」。他本  
に従うべきだろう。元和本以前のある種の古活字本から  
明暦本まで受け継がれてきた不手際を貞享本が訂正した  
ものといえる。

③ 天竺しんだんをハしらす 日本吾朝にハ (二16オ9) (372  
下16)

傍線部、明暦本（寛三本も）「しハらく」。寛元本「暫  
ヲク」、他本もまた同じで、これが本来の形。「暫ヲク」  
(寛元本) → 「しハらく」(寛三本・明暦本) → 「しらす」  
(貞享本) と変形してゆく過程が窺われる。

④ 深くの泪先た、んもほいなしと思ひ侍り (二25オ11)  
(381上7)

傍線部、明暦本「侍らハ」と仮定形をとり、不当。他  
本「侍(れ)は」と妥当。貞享本は明暦本の不当を独自  
に改めたものだろう。

⑤ 御舎兄たちも八郎御さうしの外ハ (二2オ9) (382上13)  
傍線部、明暦本「御舎弟」とし、不当。寛元本・寛三

本も明暦本に同じだが、他本「御舎兄」と妥当。寛元本  
に生じ明暦本が受け継いだ誤りを貞享本が改め、他本の  
ごとき形に復したもの。（七頁の⑬を参照されたい）

⑥ くせハ皆こそくせめ一人もくせし (三4ウ2) (383下4)

傍線部、明暦本「くせハ一人もぐせし」とし、不当。明暦本の形は他本に見られる「具せずハ一人もくせし」の「す」を落としたもの。明暦本のこの不手際を、貞享本は「くせハ」を切り捨てるという独自の方法で修正したか。（十五頁の②を参照されたい）

⑦ 是ら三人か心さしたくひなしとそ申ける（三一五才11）  
(384上20)

傍線部、明暦本「六人」。他本もすべて「六人」。為義幼少の子息達の傳や恪勤の殉死についての記述である。

第一種・古態写本を除く諸本には、六人の殉死者の中三人の自害記事が欠落している。従つてこれらの版では三人の死しか確認できない。要するに、第一種・古態写本以外のすべてにおいて数字上の矛盾が見られるのである。この矛盾は古活字版の早い段階で生じ、明暦本まで引き継がれてきたが、貞享本の時点で「六人」を「三人」に改めることでようやく解消された。

以上のように、貞享本は明暦本の本文を是正したり、疑問のある本文を、より意味が通じやすいように私意をもつて改めていることが分かる。しかし、改変のすべてが成功しているわけではない。結果的に改悪となっている場合もある。

① 山中ぶさうのかんなきを召出し（一四才14）(346下18)

傍線部、明暦本「めしいたす」。他本も同じく文を終止する。具体説明は省くが、文脈上終止すべきところ。貞享本の改竄といえる。

② 君の御心にて思し召る、ハことハリにてさふらひけれども（一12才8）(353上13)

傍線部、意味が通じない。もつとも、これは貞享本のみ責が帰されるべきものでもない。「君の心にく、」（寛三本）→「君の心にて」（明暦本）→「君の御心にて」（貞享本）、との流れが読み取られる。ただ、貞享本が「御」を冠してみたところで、明暦本の誤りが是正されたわけではない。

③ されハかたきのぢんをやふる事（一16ウ14）(357上2)

傍線部、明暦本「かたき陣」。他本も「堅（き）陣」「けんぢん」「かたきちん」（東博本はこのあたり脱文あり）。貞享本の「かたきのぢん」は、明暦本の「かたき」（堅き）を「敵」と誤解したことから生じたもの。文として不都合ではないが、本来の形から遠のいている。

④ 四郎左衛門よりかたと八郎為義とせんちんをあらそひて（二二才1）(361上3)

傍線部、明暦本「為朝」、他本も同じでこれが正しい。貞享本の過失である。

⑤ さいげい世に聞え給ひしかハいか、有けん（一16ウ8）  
(373上12)

明暦本には傍線部の「ハ」がない。他本も明暦本と同じ。文脈上、逆接であるべきだから、明暦本などの形がよく、貞享本の改竄である。

⑥ 母ハいたつてしたしけれ共よく至てしたしからず（二

24ウ1) (380上10)

傍線部、明暦本「たつとからす」。他本も明暦本に同じ。明暦本及び他本のごとくあるべきで貞享本の誤り。

⑦ 大男のおそろしけなるかさすかによつねけなけなり

(二18オ16) (395下17)

傍線部、明暦本(寛三本も)「よのつねげ」、寛元本「尋常氣」、他本「尋常(しんしやう)氣(け)」とする。本来「尋常氣」(品があるの意)であるのを、寛元本が二

様の振り仮名を付し、寛三本は「よのつねけ」(普通一般的の意)の方を採用、明暦本もこれを踏襲したが、貞享本は不審とし、「よのつねけなけ」(普通でないの意)と改めたものだろう。しかし、もとの意味からはより離れてしまつた。(七頁の⑯を参照されたい)

このように、貞享本の私意による改竄と見られる箇所も存在している。この他、誤った漢字を宛てている場合も見られる。

① 兄親とて罪科なからんや (二20ウ9) (376下9)

傍線部、明暦本「あに」と仮名書き。他本のいくつかが記すように「豈」の意である。

② かゝる札ハいまたなしとてほめぬ人こそなかりけれ  
(二15オ13) (384下2)

傍線部、明暦本「れい」と仮名書き。他本「例」「ためし」「様」とするように、「例」とあるべきところ。  
③ 后ならんて敵をひとしうするハ国ノ乱るもとひ也 (二

10ウ14) (390上6)

傍線部、明暦本「てき」と仮名書き。他本の多くが記すように「嫡」とすべきところ。

この他、改正でも改悪でもない改变が相当数にのぼる。いくつか例を示すと、

① をしこめられておハせしを (一4オ1) (346下4)

傍線部、明暦本「うちこめられて」。他本も明暦本に同じ。

② 南都の大衆 (一18オ1) (357下4)

傍線部、明暦本「衆徒」。他本も明暦本に同じ。

③ でんかハ御かほに御手をあてゝや、久しくなき給ひけるか (二15ウ13) (372下3)

傍線部、明暦本「御手をかほにをしあてゝ」。他本も明暦本に同じ。

④ など有のまゝに申さぬそ (二23オ11) (379上5)

傍線部、明暦本「しらせぬそ」。他本も明暦本に同じ。

⑤ 今日十九日七十よ人源平くひをきられけるこそあさましけれ (二23ウ16) (379下6)

傍線部、明暦本「源平七十よ人」。他本も明暦本に同じ。

じ。

⑥ 御すかたを見奉らす誰々も皆こひしくこそ侍れ (三2  
オ2) (382上5)

各傍線部、明暦本「見たてまつらねハ」「思ひ侍れ」。  
他本も明暦本に同じ。

⑦ ゆ、しく人に忍ふと見えたり（三18ウ1）（395下18）

傍線部、明暦本「おほえたり」。他本も明暦本に同じ。

貞享本が私意により表現を改めている事例を示した。ただし、貞享本のように書き替えねばならない必然性があつたか、貞享本の改変が文質を向上させているか、との判断は、主観に左右されるところだろう。

以上の事柄より、貞享本は、元にした明暦本の本文を一應は自分なりにかなり丁寧に吟味を加え、より良い本文の提供を志したものといえるだろう。結果的に、改善された部位もあるが、他面さかしらによる改竄を生じていることもまた否定できない。先行の版に全面依存するのではなく、一應は自らの規範意識に沿って微細な改変を試みた版と認識することに異論はなかろう。

## 五 元禄十五年平仮名文じり絵入本

三巻三冊。第一巻二二二丁、第二巻二七丁、第三巻二五丁。

一面一五行。四周单辺匡郭。柱刻は、「保元一（一三）」。絵は第一巻五（中一つは見開き絵）、第二巻六、第三巻七、合計一八図。『保元物語』に刊記はないが、同種の『平治物語』第三巻末に「右保元平治物語其類本多雖有之文字之誤或假名之違文談之相違在之ニ付今又／改之者也／元禄十五

<sup>壬午</sup>年正月吉日 江戸長谷川町 近江屋久兵衛板」と見える。

この刊語によれば、該本（以下、元禄本と略称）は、多くの「類本」の間に「文字之誤或假名之違文談之相違」があること

を勘案して、文を改め作つたものという。元禄本は数種の類本を対校・吟味し、新たに本文を設定したことになる。

本文を検討すると、確かにそうした校訂の跡も認められるが、全般的にはやはり貞享本に大きく依存している事実が知られる。というのは、前に示した貞享本固有記述四十四項の中、八項（すなわち、省略例の⑧⑬⑭、是正例の④⑦、改悪例の⑥、当て字の②、改変例の⑤）を除く三十六項において、元禄本は貞享本に一致しているからである。この他にも、元禄本と貞享本のみに符合の見られる事例はなお多いが、新たに掲出する必要もなかろう。簡単ながら、上記の事実によつて、元禄本の本文が貞享本のそれに多く依存していることは明らかだろう。本文のみではなく、絵もまた同様である。描き込まれた人物の数、衣服の文様さらには背景等に相違が見られるものの、元禄本の絵柄は貞享本のそれをそのまま踏襲している。

ただ、その刊語に述べるように、上梓にあたつては幾種類かの先行版本を参看したことも事実だろう。元禄本が貞享本の誤りを是正したり、貞享本の改変を不当とみなし、元の形に戻している場合があるからだ。以下、例をあげながら見てゆきたい。

まず、元禄本が貞享本の誤りを是正している例を示す。

① 四郎左衛門よりかたと八郎為朝とせんぢんをあらそひ

て（二2才1）（361上3）

傍線部、貞享本のみ「為義」と誤る。元禄本は「為朝」

と旧の形に是正している。(十九頁の④を参照されたい)

② 五きやくざいのその一をおかすべし(二二四才10) (378上)

15)

傍線部、貞享本(寛三本・明暦本も)「ニ」と誤る。元禄本は「一」と旧に復している。(十頁の⑬を参照されたい)

③ 時日をめぐらすべき御命ならぬにとりてハ(二二四ウ2)

(378下3)

傍線部、貞享本(寛三本・明暦本も)「へからす」。元禄本は旧に復している。

④ しよぶつねんしゆじやうしゆじやうふねん仏(二二五才

6) (379上7)

傍線部、貞享本及び第七種にのみ欠脱が見られる(東急本は補入)。元禄本は他本の如き形に復している。

⑤ おやのやうに子ハ思はぬならひなれバ(二二五才7) (379上8)

傍線部、貞享本は「ハか子ハ」と意味不通。元禄本は

他本に同じ。

⑥ 汝情ありて是迄來ることこそ有がたけれ(二二五ウ15)

(393上3)

傍線部、貞享本「とて」。元禄本は他本に同じ。

⑦ たゞしそくさいにてハのちあしかんなん(二二〇ウ4)

(396上10)

傍線部、貞享本「命」、明暦本「いのち」。貞享本(明

暦本)の形は、他本の「ハ」を「い」に読み誤ったことより生じたもの。元禄本は旧に復している。

⑧ げにも見れバ鳥あな多し(二二一ウ15) (397上16)

傍線部、貞享本「是ハ」、明暦本「これハ」。貞享本(明暦本)の形は、他本の「ミ」を「こ」と読み誤ったことより生じたもの。元禄本は旧に復している。(十五頁の⑧を参照されたい)

右は、元禄本が貞享本の誤りを是正したものである。これらのほとんどは単純な誤りの是正であり、他本を参考しなくてもその誤りを確認できるものである。しかし、⑧などはやはり貞享本以外の版を参照したことを明らかに物語っている。次に示す例は、他本を参照したことを示すものではないか。

① こんがうとうし小天狗とそ聞えし(二二一ウ4) (352上11)

傍線部、貞享本「に天狗」。元和本・寛元本・寛三本は

元禄本と同じく「小天狗」。(六頁の⑤を参照されたい)

② じんとくてんかのせいひつにいたさるべし(二二四ウ5)

(354下17)

傍線部、貞享本(寛三本・明暦本も)にはない。他本

には元禄本と同じく「仁徳」(にんとく)とある。

③ むさしさがミのはやりをの者共(二二六ウ15) (364下9)

傍線部、貞享本「はやり者」。他本は元禄本と同じく「は

やりをの者(物)」「早(リ)男ノ者(物)」。(十四頁の⑫を参照されたい)

④ いにしへのかくしやハをのれか為にす今之学ハ人の為

にすとの給へり（二一八ウ11）（373下19）

傍線部、貞享本（寛三本・明暦本も）はないが、他本には元禄本と同じくある。（十一頁の①を参照されたい）

⑤ など有のまゝにハしらせぬぞ（二一25オ4）（379上5）

傍線部、貞享本「申さぬそ」。他本は元禄本と同じ。（二十頁の④を参照されたい）

⑥ 源平七十余人くびをきられける（二一25ウ7）（379下6）

傍線部、貞享本「七十よ人源平」。他本は元禄本と同じ。（二十頁の⑤を参照されたい）

⑦ 人に二たびおもてを合べきともをばへず（二一8オ3）

（386下19）

傍線部、貞享本はない。他本には元禄本と同じくある。

⑧ なき給ふこそあわれなれ（二一8オ4）（387上12）

傍線部、貞享本はない。他本には元禄本と同じくある。

⑨ すでにこしより出て（二一6オ13）（385上15）

傍線部、貞享本「はしり出て」。他本も貞享本に同じ。

⑩ 「まいり」の下に、貞享本「見参らせ」、他本「てつく

以上の諸例は、元禄本の本文が貞享本以外の版に一致するものである。本文的にはいずれでもよいが、少なくとも元禄本には貞享本より他本の方をよしとする意識が働いたものだろう。参考に供された版は定かではないが、寛元本あたりではなかろうか。

また、微細でかつ量的にも少ないが、元禄本固有の省略・補足・改変も認められる。それについての例を示すと、

省略については、

① こゝに久寿二年の比（一3オ14）（346下13）

傍線部、貞享本「冬の比」。他本も貞享本に同じ。

② 父子の御けいやくにておハしましけれども（一7オ15）

（349上18）

貞享本「御けいやくにて」の下に「礼義ふかく」とある。他本も貞享本に同じ。

③ さんぬる久安の富家殿の御はからひとして（二15オ14）（371下4）

傍線部、貞享本「久安の比」。他本も貞享本に同じ。

④ をのくこし共にいそげやいそけとす、ミける（二一2

オ4）（382上7）

貞享本「こし共に」の下に「むかひつゝ」とある。他本も貞享本に同じ（ただし東急本はこのあたり相当本文なし）。

⑤ すでにこしより出て（二一6オ13）（385上15）

傍線部、貞享本「はしり出て」。他本も貞享本に同じ。

ウ10）（395上6）

「まいり」の下に、貞享本「見参らせ」、他本「てつく」と見（み）まい（進・參）らせ」とある。他本→貞享本→元禄本、と省略化の過程が窺える。

といった例を示すことができるが、省筆か欠脱か厳密には定めがたい事例も見受けられる。

補足の例は僅かである。

(376下3)

- ① 法皇は御ふよの事有（一5才8）（347下1）  
 ② 和漢の才共に人にすぐれ（一6ウ5）（348下8）  
 ③ ミかたハたせいなれバ（一10才2）（351上12）  
 ④ かくは仕りて候へ共（一7ウ11）（365上20）

各項、傍線部記述が他本には見られず、元禄本に固有である。<sup>8)</sup> ただ、その有無が文意に及ぼす影響はほとんどない。

次に元禄本の改変例を見る。

- ① せんかう殿下も大せつに思召けり（一7才6）（349上5）  
 ② 関白殿の左大臣殿御中和平のよしを（一10ウ7）（351下  
 19）  
 ③ 矢一つ給ふらんうけて見よ（一3才3）（362上4）  
 ④ 兄にむかつて弓をひかん事ミやうがなき（一6ウ13）  
 ⑤ 万いかいなきいのちたすかりたらましかバ（一22才8）

- ⑥ まことにハことなる事ハなけれ共（一23才3）（377上12）  
 ⑦ 我ひざの上にすへ給ひて（一4才9）（384上9）  
 ⑧ 是ら二人が心ざしたぐいなしとぞ申ける（一5ウ2）  
 ⑨ 傍線部、貞享本を含む諸本「居（ゐ）」。文脈上この方  
 が妥当。元禄本の改竄である。

とする。いずれでも可。

（384上9）

- 傍線部、貞享本「三人」、他本「六人」。貞享本は内記平太と恪勤二人について、元禄本は恪勤一人についての評言と理解したもので、各々それはそれでよい。（十九頁の⑦を参照されたい）

このように、ごく細部に係わるものながら、元禄本は自己の文章観によつて改変をなしていることが知られる。中にはさかしらによる改竄もあり、貞享本に比し必ずしも本文的に優れたものとなつてゐるともいえない。なお、こうした意図的な改変の他に、不注意に起因すると思われる過誤（誤刻・欠字・衍字）も比較的目だつ。

傍線部、貞享本を含む諸本「か」。「事」「か」いづれで  
 もよい。

（364下7）  
 ① もとより是ハ何れの国よりいづかたへ参する人ぞと  
 ハせけれバ（一9才11）（350下8）  
 ② 傍線部、貞享本を含む諸本「もともり（基盛）」。元禄

貞享本を含む諸本、傍線部がない。反事實仮想にする必要はなく、元禄本のさかしらによる改竄である。

（377上12）  
 貞享本を含む諸本、傍線部を持たないか、または「も」

本の誤刻である。

② |のかう内甲ハをそれも候 (二7ウ11) (365下1)

傍線部、貞享本「まつかう」。他本も「真向(まつかう)」「まむかう」。元禄本の誤刻。

③ 思ふ矢つほにさかれます野平太か左のすねあてをいき  
られて (二10オ3) (367上2)

傍線部、貞享本「さかりつ、平野」。他本も貞享本に同じ。元禄本は意味不通。

④ 通教の占深しと申によつて (二18オ11) (373下2)

傍線部、貞享本「易の占」。他本も貞享本に同じ。元禄本における欠脱。

⑤ 我幼少ようせうよりして (二26オ6) (380下19)

元禄本、傍線部重複であり、不当。

⑥ 君子の徳をたすくとこゑやハラかなるしよきうの君子  
の徳をたすくとこへやハラかなるしよきうの河のすに有  
て (三12オ7) (390上12)

元禄本、同じく傍線部重複であり、不当。

⑦ 定て亡心(はうじん)の鬼とぞならんすらん (三17ウ7) (394上8)

傍線部、貞享本を含む諸本「亡郷 (ほうきやう)」。

要するに、元禄本は貞享本に主拠しつつ、他版をも参照することにより適宜是正を加えると共に、固有の改変をもなしている本文といえる。ただし、一方で新たな過謬を生み出している。この杜撰さと係わるものとして次の事実がある。すなわち、十九～二十頁に掲げた貞享本の改竄七例中、元禄

本が是正しているのは⑥のみで、他は誤ったまま引き継いでいる。この事実は、多少念を入れて読まなければ判明しない矛盾の類を元禄本が見落としていることを示しており、元禄本の是正姿勢がさほど精密でなかつたことを物語る。元禄本はその刊語で宣言するほどには本文に吟味を尽くしてはおらず、他版に比し特に周到な校勘がなされているわけではない。

## 六 まとめ

小論では、江戸時代に出版された『保元物語』の代表的な整版本五種を取り上げ、その本文の性格等を考察した。以下に要約するなら、各版は、その各々にもつとも近い年次に刊行された版（すなわち、寛元本は元和本、寛三本は寛元本、明暦本は寛三本、貞享本は明暦本、元禄本は貞享本）に主拠してその本文を形成していることが明らかになつた。先行版との緊密性及び校訂の実状については、各々の結びで述べた通りで、繰り返すことはしない。それぞれ幾程かの差はあるが、主拠版以外に他版をも参考し、また独自の判断で微細な改変を施しているというのが、一般的なようだ。校訂の厳密さについては、五十歩百歩というところで、今から見れば少なからぬ不満を残すが、商業出版の論理に立てばやむを得ないか。ただ、時代が降ると共に本文も粗悪化を辿るというわけでもなかつたようだ。

## 注

(1) 元和本に「新院左大臣殿落給事付御出家事」(二一三ウ 10) (368上2)とある小見出しについて、寛元本には「付御出家事」の部分がない。これは、その後に「新院御出家事」(二一五オ4) (368下10)が続くので、重複に気付いた寛元本が「付」の部分を削除したものと判断される。これも寛元本における是正例の一つである。

(2) なお、①～④について、第一、二、六種及び東博本・三春本は訓点や振り仮名を付すが、そのすべてまたは多くが後付と判断されるため、これを無視した。以下についても同じ処置を取る。

(3) 三春本は全体としては蓬左本に近似する本文を持つが、ごく一部に金刀本系統の本文を取り込んでいる。ここはその部分にあたる。

(4) この表示は、「思者」「思ひ者」「思ひもの」といった

本文があることを示している。十分な表示法とは言えないが、論証に支障がない限り、以下についても同様の表示を行う。なお、煩些を厭い、仮名遣い及び送り仮名の相違については、必要と思われる場合を除きこれを無視する。

(5) 例として、次の事実が挙げられる。

① 寛元本の「栗栖山」(一四ウ7) (353上19)及び(二27オ3) (376上7)は、元和本の「栗粉山」を改めたものだが、これは、旧・新古典文学大系が注記する

ように、「栗子山」「栗駒山」「栗居山」などと呼ばれる地。他本は、第七種が「くりす山」、第八種が「くるす山」とする以外は、「栗(粟)粉(子・こ)山」とする。寛元本は第八種に同じで第七種にも近い。

② スキマカゾヘノ悪七別当(アツタタカ) (二20ウ3) (356下11)。寛元本は第七種のみと一致。元和本を含め他本は傍線部「あ」。

③ 才智ニ誇(二23オ4) (373下14)。傍線部、第七種のみ「ほこり」とあって寛元本に同じ。元和本は「起」、他本は「驕(おこ)り」。

④ 其品有力如シ(二15オ4) (390上14)。傍線部、第七種及び古態四写本は「品(しな)」と寛元本に同じ。元和本を含む他本は「器」。当該部は『塙囊抄』が典拠と考えられている箇所で、これに依れば「品」が本来の形。

(6) ただし、東急本について川瀬一馬氏は、「近來の補筆であつて」「所謂『丹緑本』の筆彩ではない」とされる(『翻譯物語文学書解説』 大東急記念文庫 昭49)。

(7) 実際、明らかな欠脱が見られる。①少納言入道を(も)てさんぬる一日一院ほうきよの後(略)参上すへき由仰下さる(一8オ15) (350上11)、②又あふへき事ならね(ハ)なこりをおしむることハリ也(二21オ5) (377上3)、③しよふつねんしゆしやう(衆生)ふねんふつ(二23オ14) (379上7)などにおいて、貞享本のみ

(8)

(一) 内の字句を持たない(ただし、③については第七種もなし)。これらは不可欠なものなので、貞享本における欠脱と判断される。

④については、古活字本及び古態写本の多くは「かくは仕たれとも (共)」とする。